

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 2 5 号

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の一部を改正する
条例

川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例（令和 6 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「は、」の次に「教育総務部教育総務課及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。